

監 公 第 1 号
平成29年 7月31日

阪神水道企業団監査委員 川 内 清 尚
同 真 鍋 修 司

平成28年度定例監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成28年度定例監査の結果に基づく措置状況について、企業長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年度定例監査意見及び
要望事項に対する措置状況

阪神水道企業団

平成29年7月

目 次

1	職員の服務状況 -----	1
	(1) 超過勤務・年次有給休暇の取得について	
	(2) 懲戒処分について	
2	文書の処理保管状況 -----	1
	(1) 文書管理について	
	(2) 出張命令伺簿について	
	(3) 情報セキュリティ対策について	
3	予算の執行状況 -----	2
4	経理処理及び金銭の出納保管状況 -----	2
5	契約の事務状況 -----	3
6	物品検収及び出納保管状況 -----	3
7	財産の取得管理状況 -----	3
	(1) 公舎跡地の売却について	
	(2) 土地の有効活用について	
8	導送配水の業務状況 -----	4
	(1) 事故防止について	
	(2) 危機管理対策について	
9	工事の設計、施工監督及び検査実施状況 -----	4
	(1) 工事の設計について	
	(2) 工事の進捗について	
10	その他の事項 -----	5
	(1) 安全運転管理者・公用車管理規程について	
	(2) 管外旅費の支給について	

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>1 職員の服務状況</p> <p>(1) 超過勤務・年次有給休暇の取得について 超過勤務について、年間超過勤務時間数を平成27年と比較すると、次表のとおりである。人数及び時間数は共に減少傾向にあるが、1か月当たりの時間数が60時間を超えている職員が散見された。また、年次有給休暇の取得について、年間取得日数が5日に満たない職員が数名見受けられた。</p> <p>これらについては、今後、超過勤務及び年次有給休暇ともに労働基準法見直しの動きがあるため、事前の情報収集に努め、時勢に遅れることのないよう対応準備を図られたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>職員安全衛生委員会において、ワークライフバランスの取組として、年休取得の推進（年間目標 15 日以上）を重点実施事項として掲げるとともに、ノー残業デーの設定など超過勤務の縮減に努めており、職員の健康管理面からも引き続き超過勤務の縮減を図るとともに、年次有給休暇取得の促進に取り組んでいく。</p> <p>労働基準法の見直しについては、動向を注視し適切に対応していく。</p>
<p>(2) 懲戒処分について 今年度において、度重なる遅参及び無断欠勤があった職員 1 名に対し、阪神水道企業団職員就業規則第30条第 2 項に基づき懲戒処分（減給）が行われていた。こうした事象は、他の職員の士気に影響する可能性があるため、引き続き経過観察し、必要に応じ再発防止策を講じられたい。改めて、企業団職員は、常に公務員としての自覚をもって職務に精励するよう求めるものである。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>当該職員には服務規律の遵守について厳正に指導を行い、職員全体に対しても研修等により意識向上を図っていく。</p>
<p>2 文書の処理保管状況</p> <p>(1) 文書管理について 平成25年度から実施している文書管理の見直しに伴う諸作業については、書庫の整備及び収蔵文書の整理等、徐々に進捗しているものの、保存文書台帳については、総務課策定の「文書管理の手引」に基づいた整理が行われていない部署が多く見受けられ、作成方法の浸透が十分でないと思われる。そのため、担当課である総務課においては、台帳作成方法を始めとした文書管理方法の周知、指導を図られ、適正な文書管理の推進に努められたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>文書の管理については、文書管理の手引に基づいた整理を行うよう周知徹底を図っていく。また、内部に設置する文書管理等委員会の是正措置等により適正な文書管理に努めていく。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>(2) 出張命令伺簿について</p> <p>出張命令伺簿については、記載方法及び決裁方法、記載が必要な用務の基準等が部署によって異なっていたため、実情に応じ、様式の見直しの必要性も含めて、効率性の観点から記載方法等の再整理を図られたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>出張命令伺簿については、記載方法等について改めて周知するとともに、効率性の観点から見直しを検討する。</p>
<p>(3) 情報セキュリティ対策について</p> <p>情報セキュリティ対策について、今年度、企業団の情報セキュリティリスクを客観的に把握及び評価するため、「情報セキュリティリスクアセスメント」を実施しており、評価結果としては、一定の情報セキュリティ水準は達成しているものの、運用面においていくつかの課題が判明している。</p> <p>今後は、評価結果を受けて策定された「情報セキュリティ対策実施計画」に基づき、安全性と効率性のバランスを保ちつつ、セキュリティ強化の施策を着実に推進されたい。</p>	<p>[総務部 経営企画課]</p> <p>平成 28 年度に情報系のネットワークと制御系とを分離し、また、「情報セキュリティリスクアセスメント」を実施するなど、セキュリティに関する検証評価、向上を図ってきた。</p> <p>平成 29 年度においても情報セキュリティ委員会を随時開催し、「情報セキュリティ対策実施計画」に基づく施策を着実に推進していく。</p> <p>また、専門の業者と業務委託契約を締結し、情報セキュリティ対策等について助言を得るとともに、企業団職員全員を対象とした研修を実施し、情報セキュリティレベルの維持向上を図っていく。</p>
<p>3 予算の執行状況</p> <p>今年度は、建設改良費中の固定資産購入費の一部において、低執行及び執行残による追加購入が見受けられた。低執行となった要因は主に、競争入札により低落札となったことが大きな要因であるため、やむを得ないものと考えられるが、今後も予算要求段階における精査（複数者からの見積書徴収等）を行った上で、計画的な予算執行に努められたい。</p>	<p>[総務部 経営企画課・総務課]</p> <p>予算要求における見積りについて複数者からの徴収を徹底し、予算策定時においては更なる精査・検討を行い、計画的な予算執行に努めていく。</p>
<p>4 経理処理及び金銭の出納保管状況</p> <p>今年度の手当及び出張旅費支給に係る事務処理において、手当における支給金額及び戻入時の科目の誤り並びに出張旅費における通勤手当支給区間の重複支給が見受けられた。これらについては、例月出納検査においても要望しているが、改めて、現在のチェック方法及び体制について、不十分な所があれば早急に見直した上で強化を図り、再発防止に努められたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>事務処理の誤りについては、職員の思い込みによるものや、通勤届の確認を失念する等の単純な確認ミスであったことから、業務マニュアルを作成し、複数職員でチェックを行うことを徹底する。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>5 契約の事務状況</p> <p>物品売買及びその他請負契約において、指名競争入札が10件行われている。履行内容の特殊性及び事務の効率化の観点からと考えられるが、入札契約手続の実施に当たっては、経済性、公平性及び透明性の確保に努めるとともに、事業執行の迅速化及び効率化も考慮した上で慎重に判断し執り行われたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>指名競争入札の実施に当たっては、可能な限り一般競争入札とすることを前提に検討し、案件ごとに明確にして実施する。</p>
<p>6 物品検収及び出納保管状況</p> <p>物品の検収については、適正に処理されていたが、消耗工器具備品整理簿において、残高数量と保存現況数量の不一致等の軽微な誤りが散見されたため、適正に処置されたい。</p>	<p>[各課共通]</p> <p>消耗工器具備品整理簿への記帳については、適正に行うよう徹底する。</p>
<p>7 財産の取得管理状況</p> <p>(1) 公舎跡地の売却について</p> <p>住吉木造公舎跡地の売却について、以前から様々な取組を実施してきており、今年度においては、売却希望価格の見直しを行った上で、今年2月に改めて一般競争入札が実施されたが、入札には至らなかった。今後は、売却に至らなかった要因を分析した上で対応策を講じ、早期の売却に努められたい。</p>	<p>[総務部 財務課]</p> <p>平成28年度においては、新たな取組として希望売却価格を見直し、一般競争入札を実施したが入札には至らなかった。</p> <p>その後、平成29年3月、同年1月1日時点における地価が公表されたため、これに基づき時点修正を行ったところ、現行の希望売却価格は、時点修正後の価格を若干上回る結果となった。</p> <p>また、入札辞退者から、擁壁改修費用等が嵩み事業化は困難との意見もあるため、希望売却価格の見直し(時点修正後の鑑定評価額)をした上で、一般競争入札を実施したところ、平成29年6月26日に応札者があり売却に至った。</p>
<p>(2) 土地の有効活用について</p> <p>土地の有効活用について、民間事業者へ一時貸付を行っている木川駐車場(大阪市淀川区木川東2)において、より有益な活用策を調査検討した結果、新たな事業者との契約締結により、年間約620万円(83.9パーセント)増収する見込みとなった。</p> <p>また、その他の保有地についても、事業用定期借地権の活用等により収益確保に努めており成果を上げている。今後とも保有地の有効活用にあたっては、より有効な活用方法を調査検討するとともに、安定した収益の確保に努められたい。</p>	<p>[総務部 財務課]</p> <p>契約当時と比較し地価が下落傾向にある事業用定期借地契約においては、現契約価格を基準として交渉するなどの手法を含め、収益の維持・確保に努める。</p> <p>商業施設の立地条件として恵まれた事業用施設用地については、上部空間の有効活用を期待できることから、当該施設改修の際には、誘致が可能かどうか、また事業者の需要及び貸付料などについて、調査・検討を進めていく。</p> <p>暫定活用の駐車場用地については、資金需要が逼迫する際には適時売却が可能な「資金化を兼ね備えた資産」と位置付けており、また貴重な収入源でもあることから継続実施していく。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>8 導送配水の業務状況</p> <p>(1) 事故防止について</p> <p>昨年12月及び今年1月に大道取水場で発生した2件の導水ポンプ全台停止事故については、構成市の協力もあり給水業務に影響はなかったものの、いずれもポンプ運転に必要な機器の故障が原因であった。今後このような事故が発生することのないよう、重要設備の安定運転継続に必要な措置を講じ、引き続き安定供給に努められたい。</p>	<p>[技術部 浄水計画課・施設管理課]</p> <p>事故発生後、全事業場を対象に同様機器の点検・改修を行った。今年度は、安定供給に直結する設備機器類の機能診断を行い、計画的に必要な措置を講じることで、重要機器類の故障の再発防止に務めていく。</p> <p>また、今回の事故では人的対応の重要性も再認識出来たと考えており、現場対応力のある職員育成や初動対応について検討を行っていく。</p>
<p>(2) 危機管理対策について</p> <p>危機管理対策については、昨年度までの外部有識者からの評価内容の周知、及び危機管理の取組を再評価するという観点から、職員に対しワークショップを開く等の取組を実施している。今後は、昨年度の評価内容を踏まえ、策定済各種マニュアルの整理に努め、事業継続計画の策定については、構成市とも意見交換を図りながら着実に推進されたい。</p> <p>また、将来発生することが懸念される南海トラフ巨大地震への備えとして、震災経験を風化させないための職員向け研修や、事務系職員を対象とした応急給水訓練等を実施している。今後とも、昨年4月に発生した熊本地震における応急給水活動等の経験を踏まえ、企業団内外における各種訓練をはじめ、研修等の取組を継続的に実施することにより、更なる職員の危機管理対応能力の向上に努められたい。</p>	<p>[技術部 浄水計画課・総務部 総務課]</p> <p>今年度、事業継続計画を成案化し、併せて各種マニュアルについても見直しを行うこととしている。</p> <p>危機管理対応能力の向上に向けて、構成市、兵庫県、大規模用水事業体との合同訓練や、職員研修として実施した「阪神淡路大震災20年の振り返り」を通じた災害時対応の継承などを今後も実施し、職員の危機管理対応能力の向上を図っていく。</p>
<p>9 工事の設計、施工監督及び検査実施状況</p> <p>(1) 工事の設計について</p> <p>工事の設計、施工監督及び検査の実施状況については、各種規程に基づきおおむね適正に行われていたが、一部の工事において、予算整理簿と設計金額の不一致が見受けられた。設計金額修正の情報共有ができなかったことに原因があったと推察されるため、再発防止に努められたい。</p>	<p>[技術部 工務課]</p> <p>職員でミス事例を共有するとともに、チェックシートを作成の上、決裁完了後も課内において再確認することで再発防止を図っていく。</p>

監査意見及び要望事項	措置内容等
<p>(2) 工事の進捗について</p> <p>工事の進捗について、特に改修工事等の大規模工事においては、適切な計画を立てることはもとより、関連工事等へ与える影響が大きいため、相互間の調整を十分に図り、効率的な施工に努められたい。</p>	<p>[技術部 浄水計画課]</p> <p>工事計画の策定に当たっては、工事の先送りにより他の工事に影響を及ぼさないよう工程管理の精査等を行い、安全確保に努めながら工事を実施していく。</p>
<p>10 その他の事項</p> <p>(1) 安全運転管理者・公用車管理規程について</p> <p>平成 28 年 10 月 1 日から施行された阪神水道企業団公用車管理規程第 3 条の「安全運転管理者」について、本制度の趣旨に鑑みると、安全運転管理者が長期に法定業務（道路交通法施行規則第 9 条の 10）を行うことができない状況が生じた際、責任の所在を明確にするための措置は必要である。そのため、副安全運転管理者を任意で選任する等、制度の趣旨に沿い安全運転管理業務の改善に努められたい。</p> <p>また、同規程第 15 条の「私有車の公務使用の禁止」について、現在企業団では、私有車の公務使用は、所属長の承認により特別に認めているが、現状のままでは規程に抵触する可能性があるため、合規性の観点から、別途要綱を制定する等、早期に措置されたい。</p> <p>なお、要綱等の制定に当たっては、事故が発生した際の損害賠償等の責任範囲及び旅費の取扱いが明確となるよう求めるものである。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>安全運転管理者の不在時等における対応について、警察に照会した。今後はその指導に従い対応する。</p> <p>公用車管理規程については、平成 29 年 7 月 5 日施行で改正を行い、指摘事項に係る点について平成 29 年 7 月 6 日付けで文書により通知した。</p>
<p>(2) 管外旅費の支給について</p> <p>管外出張旅費の支給について、現在、交通費においては、新幹線利用を伴う出張は、「ひかり号」の利用を原則としており、また、宿泊料においては、会議等の主催者からの宿泊先斡旋の有無により支給金額を変える等の運用を行っているが、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、見直しを行うことが必要である。そのため、国や他事業体の運用状況を踏まえ、見直しの必要性について検討されたい。</p>	<p>[総務部 総務課]</p> <p>管外出張旅費の支給については、国や他団体の旅費に関する情報収集を実施し、業務標準化の取組と合わせて見直しを検討する。</p>